

平成30年7月6日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第5号

第1回成年後見制度利用促進 専門家会議を開催



2018年7月2日(月)、第1回となる「成年後見制度利用促進専門家会議」が開催されました。第1回会議では、加藤勝信厚生労働大臣の挨拶の後、委員の互選により大森彌東京大学名誉教授が委員長に選出され、新井誠中央大学教授が委員長代理に指名されました。また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組の進捗について、関係省庁等から説明を受け、意見交換を行いました。

▶ 本号の掲載内容

1. 第1回成年後見制度利用促進専門家会議を開催
2. 超ダイジェスト版! 市町村職員を対象とするセミナー

▶ 1. 「成年後見制度利用促進専門家会議」とは?

これまで、成年後見制度利用促進法の旧第4章及び旧第5章の規定に基づき、国の基本計画の策定のため、内閣総理大臣を会長とし、関係大臣を委員とする「成年後見制度利用促進会議」と、有識者で構成する「成年後見制度利用促進委員会」が内閣府に設置されていました。

この2つの会議は、国の基本計画など国の施策の基本的事項を審議するため時限的に設けられていたものであり、本年4月1日に廃止となりました。これらの会議の後継組織として、成

成年後見制度利用促進法第13条の規定により、厚生労働省を事務局とする新たな会議が設置されました。これが、「成年後見制度利用促進会議（法務大臣・厚生労働大臣・総務大臣で構成）」及び「成年後見制度利用促進専門家会議（有識者で構成）」です。



委員長に選任された
大森彌東京大学名誉教授

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成30年4月1日以降）

第13条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**成年後見制度利用促進会議**を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する**成年後見制度利用促進専門家会議**を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

成年後見制度利用促進専門家会議の資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。

厚生労働省ホームページ>ホーム>政策について>審議会・研究会等>成年後見制度利用促進専門家会議

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

2. 専門家会議では何が議論されるのですか？

専門家会議には、厚生労働省内の関係部局、法務省、総務省などの関係省庁、最高裁判所事務総局が事務局として参画し、国全体の施策の方向性等につき議論が行われます。

今後、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について把握・評価を行い、必要な対応を検討していきます。特に、基本計画(平成29年度～平成33年度)の中間年度である平成31年度には、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討することを予定しています。

3. 第1回会議のポイントは？

第1回会議では基本計画に基づく各施策の進捗状況について、関係省庁等から報告を行い、委員の間で質疑、意見交換等を行いました。

資料7により、基本計画策定後のこれまでの施策の進捗と、今後の予定についての説明が行われました。委員からは、中核機関の設置運営費用や市町村計画策定費用に係る地方交付税措置の内容(金額)についての質問などが出されました(※後日、厚労省HPで議事録を公表します)。また、第1号でもご寄稿いただいた

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」についての概要版(資料12)による報告に対しては、「『手引き』を読み込んだ自治体ほど、中核機関設置の取組が加速してきていると感じている」、「都道府県による支援も極めて重要」などの委員意見が出されました。

4. 資料をご覧ください

専門家会議の資料や議事録は、できる限り速やかに厚生労働省HP(P.1参照)に掲載するようにします。各自治体におかれては、今回の会議でも議題に上った平成30年度創設の地方交付税措置や「手引き」を活用し、最新の国の議論も参照しつつ、中核機関設置や市町村計画策定に向けて検討を進めていただければ幸いです。

今回の会議では、非常に多くの資料が提出されましたが、まずは資料7で施策の全体像を確認の上、資料8～15までの関係省庁等からの報告を確認いただくと、より分かりやすいと思われます。特に重要な報告については、本ニュースレターでも随時取り上げていく予定です。

成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況

- ・成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組の進捗について〔資料7〕

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・成年後見制度における診断書の見直しについて〔資料10〕
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン〔資料13〕
- ・「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の概要〔資料14〕
- ・大阪意思決定支援研究会 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン〔資料15〕

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(概要)〔資料12〕

不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書〔資料9〕

成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

- ・医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告〔資料11〕

成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要〔資料8〕

2. 超ダイジェスト版！市町村職員を対象とするセミナー

平成30年6月19日（火）に開催された第135回市町村職員を対象とするセミナー（地域における成年後見人制度利用促進に向けた体制準備について）。そのポイントを「報告形式」でお伝えします。

※ 以下内容は当日のアンケート結果等を当室で再編集したものであり、特定個人の感想・意見を表すものではありません。

セミナー資料は右の厚生労働省ホームページに掲載。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212941.html>



この間の市町村セミナーに参加したそうですね。



そうそう、行ってきたんですよ。報告しますね。

（1）地域福祉行政の視点からみた成年後見制度利用促進基本計画

冒頭の行政説明では、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（我が事・丸ごと）」と、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の関係について説明がありました。「丸ごと」受け止める場で権利擁護支援のニーズに気づき、中核機関へとつないでいく重要性が強調されていたように思います。

【「我が事・丸ごと」と権利擁護支援】

- 支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題※を早期対応していくことで、その人らしい生活が継続していくこと
- 支え合う住民も、安心して生活していくことができること
- ※ 法的課題整理、権利救済や権利行使支援、意思決定支援など

また、基本計画で国が進めようとしている施策の方向性（3点のポイント）が改めて説明され、高齢者・障害者が自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない状態になっても、安心して地域で暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向け、「権利擁護」と「意思決定支援」を担うネットワークづくりを地域で進めることが中核機関設置の目的であることや、「成年後見の利用促進」は、「権利擁護」の「手段」として進められるべき政策である（制度の促進自体が目的ではない）、との考え方が説明されていました。

【基本計画のポイント】

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和



【「成年後見制度利用促進」の考え方】

推進し、達成されるべきこと
 ⇒ 判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」
 ※ 成年後見制度（法定後見・任意後見）は、そのための選択肢・手段

（2）中核機関の設置について



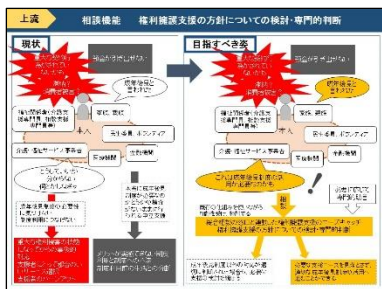
ちょ、ちょっと待って。上流って何？

中核機関を考えるときは、まず上流で、権利擁護支援の方針を検討することが…



セミナーでは、中核機関の役割と支援の流れを、川の流れに例えて説明していました。上流が「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」、中流が「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」、下流が「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」です。





さらにセミナーでは、上流・中流・下流のそれぞれの段階で、現状と目指すべき姿を比較していました。川の澱みをなくしていくこと（スムーズな水の流れ）が重要ですからね。



▲「上流」の図（セミナー資料より抜粋。詳しくはセミナー資料をご参照ください）



中核機関が果たすべき役割は非常に大きいですね。

そうですね。セミナーでは、中核機関設置の多様な在り方についても説明がありました。1つの市町村の中で、複数の機関に役割を分担して中核機関を委託することや、反対に広域で設置すること、さらに直営の地域包括支援センターや基幹相談支援センターの機能拡大など、今地域にある機能や社会資源を確認し、それをうまく活かして見直したり、つなぎ合わせたりする方がうまくいく場合があるという話もありました。



事例 1. 豊田市成年後見センターの設置と体制整備に向けた取組の実践報告 ～センター開設のプロセスと地域共生社会の実現に向けた中で～



ニュースレター第3号で紹介されていた、豊田市の報告もあったんですね。

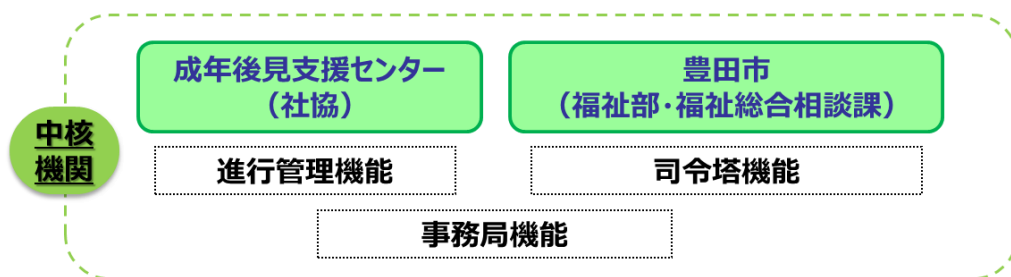
豊田市福祉総合相談課の安藤氏からの自治体報告で、中核機関での実践イメージを明確にすることができました。スライド19（センターの設置の効果）、スライド22（地域共生社会の中での成年後見制度）に紹介されている実践例から、改めて行政として取り組む意義を実感したところです。

スライド6の「豊田市における庁内での検討体制と役割分担」の解説で、私もまずは市の中で、関係する部署と一緒にプロジェクトチームを立ち上げてニーズ調査から始めてみようと思いました。特に、市が司令塔機能、センター（社協）が進行管理機能を担い、協議会の事務局機能を協働で行うという豊田市における中核機関についての解説からは、今後の進むべき道が見えたような気がしました。



<豊田市の考え方>

政策的な部分を担う市と現場対応を担うセンターが役割分担して「中核機関」の役割を担う



事例2. 南会津町成年後見制度利用促進基本計画策定について



2事例目は福島県南会津町でしたね。

南会津町は人口約16,000人。この規模の自治体では、単独で中核機関を設置することは難しいのではないかと漠然と思っていました。ところが、橋氏からは、30年3月に市町村計画を策定し、要綱により南会津町成年後見センター運営協議会を設置し、地域連携ネットワークのイメージを実践しているという報告があり、その経過が気になりました。

資料46ページにある「ワンストップでサービスが可能」な町の組織と計画策定環境から、情報収集（参考にした報告書等の紹介がとても役に立ちました）とニーズ調査を行った上で計画骨子案を立て、社協の法人後見業務監督審査会を合議制の機関として計画案の審査を依頼していました。家庭裁判所との意見交換会や公証役場への訪問など、関係機関ときめ細かにやりとりした上での計画策定だという点は、とても刺激を受けました。



情報交換



情報交換の時間ではどのようなことが行われたのですか？

前半は、「目詰まりと現状を確認しましょう」シートと、体制整備プロセスのステップを確認するシートの2つについて、各個人が自らの自治体の状況を分析した後に、近くの席の方2~3人とグループを作り情報交換を行いました。一定のフレームワークに沿って現状の分析を行い、その結果を自治体間で比較・考察できたことはとても参考になりました。

後半は、グループワークの間に会場から出た質問について、会場全体に共有されました。



【豊田市への質問】

Q. 庁内連携が難しいです。ポイントは？

A. 部内や庁内の動きで馴染みそうなところに関連させながら取りかかるという方法があると思います。豊田市の場合は、センターを設立するタイミングで、平成27年新福祉ビジョンを参考に、「縦割り行政を止めて、全世代・全対象型の包括的な体制をつくる」という考え方が部内で進んでいたのも大きかったです。

Q. 市長申立てをしてから、審判が下りるまでの期間は、どのくらいですか？

A. 事前に家庭裁判所と調整しておくことがポイントだと思います。状況の説明や候補者の推薦等の調整をしていると、2週間弱くらいで審判がおりている事例があります。

全国では、翌日審判書が届いているという実態も把握されているよ！



Q. 中核機関への委託費は？

A. 豊田市の総合相談体制を担う一つの機能として、市全体の総合計画の重要事業に位置付け、予算折衝を行っています。平成30年度当初予算ベースで、センターの委託費や協議会の運営費、報酬助成等を合わせて、約6,400万円となっています。

【参考】H30「豊田市の予算（施策別事業集）」P.3 <成年後見支援の推進>

http://www.city.toyota.aichi.jp/res/projects/default_project/page/001/004/776/h30shisaku.pdf

【最高裁判所事務総局家庭局への質問】

Q. 後見人の業務について疑問をもった場合、どの程度の段階で家庭裁判所へ連絡をすればよいですか？

A. 「不正があるかもしれない」という時には直ぐに知らせてください。ただし、福祉・介護サービス等の選択が適切かどうかという点については、御連絡いただくだけでは判断が難しい場合もあります。その場合は、中核機関において、地域連携ネットワークに参加する多職種で協議・検討された資料や結果も情報提供してください。

Q. 裁判所は中核機関をどのようにとらえているのでしょうか？

A. 裁判所は、中核機関を、成年後見制度の運用をよりよいものにするための「パートナー」であるととらえています。

Q. 裁判所との連携のイメージがわからないのですが・・・

A. 都道府県や市町村からの呼びかけには応えるよう、最高裁からも各家庭裁判所に言っております。まずは、各地域の家庭裁判所事務局総務課までご連絡ください。

都道府県レベルの協議会では、市町村担当者と家庭裁判所とが顔の見える関係を構築できるよう、支援がはじまっています。ニュースレター第4号の埼玉県の取組も、その一つです。



【成年後見制度利用促進室への質問】

Q. 平成30年度の成年後見制度利用促進室の支援について詳しく教えてください。

A. ニュースレターを随時発行し、施策の動向や先進地域の取組事例などを紹介していくほか、講義資料P.16にあるように、社会福祉推進事業の重点事業として、(公社)日本社会福祉士会に補助を行い、中核機関の支援機能に関する調査研究により人材育成のための研修プログラムが開発される予定です。

また、一般事業として、市町村計画の策定に資する調査研究の補助を行い、「計画策定の手引き」が策定される予定です。

市町村セミナーでは、関係法律や基本計画、今までの通知や関係しているマニュアルの該当箇所、意思決定支援ガイドライン等をまとめた「成年後見制度関係資料集」も配布しました。すべての資料を厚生労働省ホームページからダウンロードできるようになっていますので、ぜひご活用ください。



《次号予告》

次号のニュースレターは、Q&A特集を予定しています(7月中予定)。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】(内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

